

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、土器川右岸土地改良区連合から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和5年4月21日

香川県知事 池 田 豊 人

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	土井 康廣	仲多度郡まんのう町造田542番地4	令和5年3月31日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	砂岡 恒	仲多度郡まんのう町造田629番地	令和5年4月1日